

藩主津軽氏一族の死亡年月日について

松木明知

1 はじめに

著者⁽¹⁾は第八十六回日本医史学会が弘前市で開催されたのを記念して、渋江抽斎の抄出になる弘前藩江戸定府医官の宿直日記「直舎伝記抄」を刊行した。

本書は正式な藩医の宿直日記としては本邦で唯一のものと考えられる。それ故に江戸期における医療制度の一端を窺う絶好の史料である点において、極めて貴重な史料であることは言うまでもない。

宿直医の日記であるから、その記述は当然のことながら、医療に関する事項が多く言及されているが、今回はその中で藩主一族の死亡年月日について、従来の史書と異った期日を記載しているので、この問題について考察を加えて見たい。

2 「直舎伝記抄」に披見される藩主一族の死亡年月日について

まず「直舎伝記抄」に披見される、藩主およびその一族の死亡年月日について左に抄出しておく。なお死亡年月日の次の()内の数字は刊行本の頁数、「上」はその上段、「下」は下段を示す。

○安永八年八月十六日（七七頁、上）

一、貞正院様御逝去ニ付御伺被仰付面々引取被仰付候

○天明四年閏正月八日（九〇頁、下）

一、屋形様先頃御持病之御積氣御差発之所去ル朔日不凶御中風之御容躰ニ被成御座追日御勝不被遊候所御養生不

被叶今晝寅之刻過被遊御逝去候ニ付鳴物停止火之本入念候様

右之通於三之間御目見以上迄罷出大谷津七郎殿雨森權八殿出席ニ而被仰渡候

○寛政三年七月六日（一四三頁、下）

一、御目付惣触廻状写

屋形様御參府後御浮腫被為入候処追日不被遊御勝御養生不被為叶今巳ノ中刻被遊御逝去候ニ付左之通

○寛政三年九月八日（一四八頁、下）

一、義貞院様御逝去ニ付涉江島兩氏御附添引取被仰付御番割相改尤涉江嶋兩氏長々御附添ニ付御番割一順跡へ入番之

事

○文化六年二月十九日（三〇三頁、下）

惣触廻状

真寿院様御病氣之処御養生不被御叶御逝去被遊候ニ付為伺御機嫌御目見已上之面々只今御屋形へ罷出御帳記之謁御

家老中候様被仰付候右ニ付左之通

○文化八年五月二日（三二五頁、上）

一去廿九日新御殿ニ被為入候寿姫様御急症ニ而度々御氣絶被遊候ニ付同役一統へ御目付相詰候様夫々へ通達有之一

統相詰伺被仰付一統罷出伺之上退散致候事

但御脈診は不奉伺候 昨朝御逝去

○文政十一年十月七日(三八六頁、下)

- 一、御内証様御病氣之処養生不被成御叶一昨夜戌之下一刻御死去ニ付右為伺御機嫌昨今兩日御帳有之
- 一、明八日光円院様末之下一刻御葬送ニ付当番十徳着用之旨御目付安西平十郎申聞候事

○天保四年六月二十三日(四六二頁、上)

- 一、当月十三日付飛脚着

侍従様御容躰十三日夜御差重被為成候旨申来引続十四日付御飛脚着御容躰十四日晝丑之半刻御絶候様被為至候旨申来即刻申上候

○天保四年六月廿七日(五二八頁、上)

- 一、侍従様先頃御疾飲御胸痛被遊候処不被為叶御養生今晚丑ノ中刻被遊御逝去候、依之今日普請作事鳴物停止被仰出火ノ元大切入念候様被仰出候、右之趣津輕主水殿被仰渡候

○天保六年二月十三日(五三一頁、下)

- 一、岩城様御奥様御不例ニ付山上浅越両氏御用所当番相勤候様被仰付候

但十五日御絶脈ニ被為致候ニ付同所引取十八日御逝去御届出ル

○天保八年六月九日(五四一頁、下)

- 一、瑤池院様御病氣御養生不被為叶今卯中刻被遊御逝去候ニ付大川端御番引取被仰付天々及通用

現存する「直舎伝記抄」の記述の上限は、明和三年(一七六六)、下限は天保九年(一八三八)で、約七十年間の出来事が記述されている。しかし必ずしも藩主一族の死亡がすべて記載されている訳ではない。というのは「直舎伝記抄」を編す

るに際して、渋江抽齋は原本とも言うべき弘前藩の表医者、近習医者の宿直日記から自分が必要とする部分のみを抄出したためである。

したがってこの七十年間に「直舎伝記抄」の中に言及されている藩主一族の死亡記事は期日が明記されているのは、七代藩主信寧(のぶやす)、八代藩主信明(のぶはる)、九代寧親(やすちか)と藩主三名を含む計十名である。

これらを一括して第一表に示しておく。従来の公式な死亡年月日であるとされたものを津軽史辞典から採って示しておく。

両者を比較して見ると、一見して死亡年月日の一致する者は少なく、異説のあるものを含めて十名中九名は期日に差が認められる。その差も二日から約二ヶ月と幅があり、決して等閑に付す訳にはいかない程の差であると思われる。

以下藩主を中心に個々の例について検討を加えて行きたい。

3 七代藩主信寧

六代信著(のぶあき)の側室の子で、元文四年(一七三九)弘前城内で誕生したが、信著が急死したため、わずか六歳で跡を嗣いで第七代藩主となった。信寧の時代は打ち続く天災地変などのため疫病、凶作、大洪水に見舞われ、天明の末年には領内の人口二十五万人の中、実に八万人も死亡したほどで、その惨状は南部津軽藩飢饉史料³⁾に記されているように全く想像を絶するものがあった。

「直舎伝記抄」では、天明四年(一七八四)閏正月八日の死亡となっているが、「津軽史辞典」やその原典である「津軽歴代記類」⁴⁾では、天明四年閏正月二日、公江戸に於テ卒すとあり、六日の差が見られる。「直舎伝記抄」の巻一は表医者の日記であるが、閏正月朔日には信寧公の容態が悪いので、近習医のみならず、表医者にも御機嫌伺いに出るよう指示があった。そして閏正月七日には、「一屋形様御病氣御差重被遊候ニ付今朝六時過同役何レも致出仕候」とあることによ

って愈々病状が重篤になったことが分かる。

そして八日に死亡し、出棺したのは十一日であったと「直舎伝記抄」の十一日の条は伝えている。従来の説の閏正月二日に死亡したとすると、出棺の十一日まで余りにも日数が経ち過ぎているように考えられる。何らかの理由で閏正月八日の死亡が閏正月二日として公式に届けられたものであらう。

4 八代藩主信明

七代信寧の側室歌木の子として宝暦十二年（一七六二）生れた信明は、天明四年（一七八四）二十三歳で、父信寧の跡を継いだ。世に名高い天明の飢饉の最中であつた。そして寛政三年（一七九一）三十歳で死亡したからわずか七年の治世であり、困窮した藩の財政や荒廃した田畑の復旧に追われた七年間であつたといつても差し支えない。

「津軽史辞典」には、信明の死亡年月日が、寛政三年（一七九一）六月二十二日と七月六日の二説を挙げている。しかし信明公の事績を述べた「津軽信明公」⁽⁵⁾には「懇に国政及継嗣の事を遺命し遂に廿二日を以つて正寝に卒す年僅に三十」とあつて六月二十二日に歿したことを伝えている。そして七月十日には津深院に埋葬されたという。

しかし「直舎伝記抄」の六月二十二日から七月五日に至る条には、藩主の容態が徐々に悪化しているのので、表医者も宿直の任に当るようにといい記事が連日のように出されており、七月六日に至つて、死亡を伝える左のような記載が漸く披見されるのである。

七月六日

渡辺玄治

引取
即日
渋江道陸

一、屋形様（信明のこと）松木註）御参府後御浮腫ニ被為入候処御不例御差重御養生不被為叶今巳ノ中刻御逝去被遊候

このように六月二十二日と七月六日と大幅に死亡年月日が異なる理由は、継嗣問題が絡んでいたためと考えられる。

当時信明には実子がなかったため、分家黒石藩の六代目の寧親を末期養子として迎えることを信明は遺言した。藩内では決してこれに賛意を表する者ばかりではなく、お家騒動が起きて、お家断絶という事態にもなり兼ねない事態であった。

したがって津軽藩は可能な限り信明の死をひたすら隠して時をかせぎ、その間に諸種の手続を行い、七月六日になって漸くその死亡を公式に発表したのであった。この信明の死は表医者達にも秘密にされていたことが、「直舎伝記抄」の記載によっても窺い知ることが可能である。

しかし六月二十二日に既に死亡しているのに、表医者にも格別の当直体制を命じたりしているにも拘らず、表医者の小山内玄貞は信明の容態について伺書を御用番に提出していることなど、表医者達も信明の容態について疑義の念を抱いていたことが示唆されるのである。

残念なことには、近習医の日記は寛政八年（一七九六）五月以降のものが現存しており、したがって、もし寛政三年の近習医の条が遺されていたなら、この間の事情を十分に解明することが出来たと考えられる。

信明の病状については、極めて重要な記載が「直舎伝記抄」に見られる。

寛政三年五月中旬国許の弘前にいた信明は参勤交代のため江戸へ出立した。この時すでに信明は微疾を有していたが、侍医中丸昌庵の進言により江戸へ出発することが決定された。しかし途中の羽州において病状が次第に重くなり、四肢の浮腫が著明になり、漸く五月二十九日江戸に到着した。

重篤な病状にも拘らず、信明は衣服を改め、諸臣を従えて先例にならって閤老諸臣の邸に詣り参勤の意を述べ、それから漸く本所の弘前藩邸に入ったという。

信明を迎えた留守役の者たちはその病状の常ならぬことを見て、直ちに幕府の典薬立花宗仙院や一橋家の侍医石川玄常の診療を乞うた。この間の事情を「直舎伝記抄」⁽⁶⁾の六月二十日の条は左のように伝えている。

屋形様御容躰

一、御道中より少々御腫氣被遊御座候処御着御当月上旬より御腫勢御増御気然ハ差而御強き御障も不被遊御座候得共御出来不出来被遊御座候

一、御小水当月上旬之頃老合三四勺式合位之御通ニ被遊御座候其後式合三合程之御通し一昨十六日御通し昼夜ニ式合八勺昨十七日昼夜ニ式合八勺

一、御大便日々御通被遊候

一、御食量御麦飯赤小豆緑豆御粥等三度ニ之椀ニ軽ク二盛三盛程ツ、御上被遊候

一、夜中御相応ニ御寝被候比間者折節御咳嗽ニ而御熟睡被遊兼候節も被遊御座候

一、昨夜中御咳嗽ニ而御快寝被遊兼今曉方前より御静ニ御休被遊候

一、御薬最初右川玄常差上候橋宗仙院様ニも両三度御見舞被成候玄常御同按ニて玄常調剤御服用被遊候 秋山玄瑞梶山

平兵衛等も相給申候

右之通御座候

六月十八日

右の記述によって、信明の病気の大約の診断はつく。発症当時から四肢の浮腫が認められており、それによって「御腫氣」と称されたこと。発熱や発疹については何ら記述がなく、病状は「出来」「不出来」つまり日によって調子のよい時

と悪い時とがあつたこと。尿量は少なかつたが、便通は毎日順調で食事も麦飯を主として摂取していたことなどから、心不全や腎不全がまず推定される。しかし初期から四肢に浮腫が生じており、咳もひどく、麦や赤小豆などを中心とした食餌療法を行つていたという四項目に注目すれば、脚気による心不全とした方がより妥当ではないかと考えられる。

ここで最も注目すべき点は、毎日一日尿量を測定していることである。尿量の測定の重要性は今更指摘するまでもないが、日本においても今から約二〇〇年も前に一日尿量を測定していた記録は、従来の史料には殆ど披見されないものであり、したがってこれは比較的古い尿量測定の記録ではないかと思われる。

なお脚気については「日本米食史」⁽⁷⁾に詳しい。また津軽における脚気とくに脚気衝心「フサギ」については拙著⁽⁸⁾で言及しているので、ここでは省略する。

5 九代藩主寧親

信明の跡を嗣いだ九代寧親の政治は功罪相半ばする。この頃帝政ロシアの南下政策によって北辺はにわかには急を告げ、このため幕府は津軽、南部を主とする東北諸藩に北辺の警備を命じた。この功績によって津軽藩は文化二年(一八〇五)それまでの四万六千石から七万石へ、さらに文化五年(一八〇八)には十萬石の禄高になった。いわゆる「高直り」である。寧親の位も従四位下に昇進したが、これは幕府要人に賄賂を贈つたためと言われており、犬猿の仲であつた南部藩主は二十萬石、津軽藩の倍の禄高であるのに無位無官で、江戸城内での席次も下であつた。このことによって南部藩士相馬大作による寧親の狙撃事件が文政四年(一八二二)に發生するのである。

寧親の死亡年月日については、「直舎伝記抄」の中でも矛盾が見られる。前掲の天保四年六月二十三日の記述によれば、「十四日晝丑之平刻」に逝去したことを飛脚は伝えているが、六月二十七日の記載によれば、二十七日の「丑の中刻」に死亡したことを伝えており、約二週間の差が見られる。

俗名	法名	直舎伝記抄	津軽歴代記類など (津軽史辞典)	差
1. 兼 (五代信寿の女)	貞正院	安永 8. 8. 16	安永 8. 8. 16	(-)
2. 信寧 (七代藩主)		天明 4. 閏1. 8	天明 4. 閏1. 2	(+)
3. 信明 (八代藩主)		寛政 3. 7. 6	寛政 3. 6. 22 寛政 3. 7. 6	(+)
4. 義 (信寧の女)	義貞院	寛政 3. 9. 8	寛政 3. 9. 6	(+)
5. 章 (信寧の室)	眞寿院	文化 6. 2. 19	文化 6. 2. 17	(+)
6. 寿姫 (寧親の女)		文化 8. 5. 1	文化 8. 4. 30	(+)
7. 其衛 (寧親の側室)	光円院	文政11. 10. 5	文政11. 10. 5 文政11. 12. 2	(+)
8. 寧親 (九代藩主)		天保 4. 6. 14 天保 4. 6. 27	天保 4. 6. 14 天保 4. 6. 27	(+)
9. 満佐 (寧親の女, 岩城・伊予守隆喜の室)	眞浄院	天保 6. 2. 15	天保 6. 2. 17	(+)
10. 喜佐 (八代信明の室)	瑤池院	天保 8. 6. 9	天保 8. 6. 5	(+)

信明の場合とは異って複雑な継嗣問題は存在しなかったが、幕府への届出など種々の理由によって二通りの死亡年月が生じたものであろう。

津軽史辞典でも同様に歿年月日は二説を伝えており、「直舎伝記抄」と同様の混乱が見られる。

6 死亡年月日の差異

以上述べて来たように、三代にわたる津軽藩の藩主やその一族の死亡月日が、史料により異なることは従来殆ど指摘されていなかった。

ことに藩主の死に関しては、継嗣問題があれば藩当局にとっては一大事であり、いつ死亡したかは、極めて重要な問題でもあった。したがって場合によっては厳重な鉗口令が敷かれて、近習医にさえも藩主の死が秘密にされる可能性も全く否定する訳にはいかない。あるいは重臣たちの斃命によって、死亡した後も、恰も未だ藩主が生存しているかのように行動するように藩医たちが要請された可能性もある。したがって当直日誌へも、未だ藩主が生きているかのような記述がされた可能性も否定出来ない。

八代藩主信明の場合正にこれに相当すると思われる、表医者ほもち

ろんのこと、近習医たちでさえ、死後も信明が生きていたかのよう宿直日誌に記載しているものと考えられる。史料によつて死亡年月日が異なる理由は、前述のように政治的配慮に起因する場合があるが、もう一つは単純な形式上の問題に起因する場合である。

例えば天保六年（一八三五）二月に死亡した岩城伊予守隆喜の室満佐の場合である。従来の史書には、二月十七日に逝去したと伝えられていた。しかし「直舎伝記抄」には、二月十五日に「御絶脈」つまり死亡し、十八日に死亡届を出したとある。

つまり十五日に死亡したが、十八日に死亡届が出され、それには十七日に死亡した旨記されてあったということになる。

このように死亡届に記載される日付は、実際に死亡した日付と二、三日異なる場合もあることが右の記載によつて窺われる。これによつて表中に掲げた例中、死亡日の数日の差は多くの場合、単純な書類上の問題であることが理解されよう。

7 おわりに

「直舎伝記抄」中に披見される藩主およびその一族の死亡年月日を従来の史料のそれらと比較検討した。

諸史料に見られる死亡月日との不一致は、藩主の場合は継嗣問題など政治的配慮が絡んでいるため、死亡月日を変更することが多く、藩主の室、側室、女などの場合に見られる数日の差は単純な届出の記載上の差に起因することが判明した。

したがつて死亡年月日の同定を一つの史料のみを用いて行うことは危険であり、多くの史料を吟味しなければならぬ。仮令死亡届に没年月日が記載されたとしても、実際に死亡した期日と数日の差異がある可能性は残されている。

文 献

(一) 松木明知編 直舎伝記抄 信山社 昭和六十年 正式には浜江抽斎編とすべきであろうが、筆者なりに内容を吟味して現存する六冊を分類したので、仮に「松木明知編」としたものである。
この他に第八十六回日本医史学会として「浜江抽斎の研究」を刊行してあるので希望者は筆者まで申し込まれたい。実費でお頒けする。

- (二) 弘前大学国史研究会編 津軽史大辞典 名著出版、昭和五十二年 二二—四二頁
(三) 青森県叢書刊行会 南部—津軽藩飢饉史料、青森県叢書第七編、青森県学校図書館協議会 昭和二十九年
(四) 青森県文化財保護協会編 津軽歴代記類(上下) みちのく双書第七・八集、昭和三十四年
(五) 外崎寛 津軽信明公 明治三十年
(六) 直舎伝記抄(巻二) 寛政三年六月二十四日の条 参照
(七) 岡崎桂一郎 日本米食史(再版) 糧友会 昭和五年
(八) 松木明知 藩医山上俊泰と「ンサギ」
松木明・松木明知共著「津軽の医史」津軽書房 昭和四十六年所収

Dates of Death of the Tsugaru Feudal Lords

by

Akitomo MATSUKI

“Chokusha-Denki-Sho” consists of excerpts from the diaries of duty physicians of the Tsugaru feudal clan in Edo covering a period of about seventy years from 1766 to 1839.

As the original official duty diaries have been lost, the excerpts by Chusai Shibuue are very important in the medical historical study of the Edo period, especially that of Tsugaru feudal clan.

In this study, the dates of several feudal lords of the Tsugaru clan and their relatives found in the documents were compared with those from previously known documents and several discrepancies were found among them.

These variations derive from the political background of the feudal lords as well as simply from either descriptive problems or communicative errors.

Thus it is suggested that we refer to available documents to identify the accurate dates of death of the feudal lords and their relatives and also that we take into account the fact that there may possibly be several days difference from the actual date of death, even where the death date is written clearly in some documents.